

エネルギー診断を 受けてみませんか？

佐賀県では、燃料の高騰にお悩みの中小企業にエネルギーの専門家を無料で派遣し、エネルギーコストの削減案を提案しています。

診断の結果、エネルギーコスト削減のために設備投資が必要となった場合は、借入れの際の信用保証料を県が全額負担する特別融資を受けることができます。

対象企業

年間の光熱水費が概ね1,000万円以上の中小企業。ただし、「省エネ法」における第一種、第二種エネルギー管理指定工場（事業所）は対象外です。

なお、光熱水費が1,000万円未満であっても相談はお受けしますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

募集期間 平成20年10月15日まで

■問い合わせ

佐賀県 新エネルギー産業振興課

☎25-7380

・金融支援については

佐賀県 商工課 ☎25-7093

事業主の方へ 雇用支援のための奨励金のご案内

雇用促進のための各種支援制度を設けています

トライアル（試用）雇用奨励金

ハローワークが紹介する対象の労働者を、事業主が一定期間（原則3ヵ月）試行的に雇用することにより双方が適性や能力を見極めるとともに相互の理解を深め、対象労働者の常用雇用への移行や雇用機会を創出するものです。一定の条件を満たした場合に事業主に対して雇用奨励金が支給されます。

○対象者

「中高年齢者」「若年者等」「長期若年無業者等」「母子家庭の母等」「障害者」「中国残留邦人等永住帰国者」「ホームレス」

雇用奨励金の支給については、いずれも要件がありますので、詳しくはおたずねください。

■問い合わせ 佐賀労働局 職業対策課 雇用開発係 ☎32-7173
または県内各ハローワーク

精神障害者ステップアップ

雇用奨励金

ハローワークが紹介する精神障害者と、事業主が相互理解を促進するために当該事業所において、20時間未満の就業から始め、一定期間（原則6ヵ月以上12ヵ月以下）をかけながら週20時間以上の就業を目指す試行雇用を実施する事業主に対し、奨励金が最長1年間支給されます。

雇用支援制度導入奨励金

事業主が「トライアル雇用」や「ステップアップ雇用」により雇用した従業員を常用雇用へ移行し、かつ、その者の就労を容易にするために、一定の雇用環境の改善措置等を行った場合に30万円を支給します。

10月から NHK放送受信料の 免除基準が変わります

平成20年10月1日から、障害がある方を対象とした免除基準が次のとおり変わります。

全額免除

・「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」の方が世帯の構成員で、その世帯全員が住民税（市県民税）非課税の場合
従来の「身体障害者」「重度の知的障害者」から対象が広がりました。

半額免除

・「視覚・聴覚障害者」の方が世帯主（受信契約者）である世帯
・重度の「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯主（受信契約者）である世帯
従来の「重度肢体不自由者」から対象が広がりました。

○基準に該当する方で、受信料の免除を受ける場合は申請が必要です。

■問い合わせ

福祉健康課 高齢障害者福祉係

☎75-4823

NHK視聴者コールセンター

☎0570-10771077

NHK佐賀放送局

☎28-5040

多久市商工会からの お知らせ

あなた
貴方におトクな情報を
発信中です！

多久市商工会のホームページでは市内事業者からの情報を集約、発信中です。

商工会に加盟している事業者がそれぞれ独自のホームページを持ち、お得なサービス・自慢の一品などの情報を随時更新しています。

貴方の素敵なショッピングライフを応援！ぜひ一度ご覧ください。

多久市商工会ホームページ

<http://www.sashoren.ne.jp/taku/>



画面中央「会員一覧ページ」ボタンから市内事業者のホームページが閲覧できます。

■問い合わせ

多久市商工会

☎74-2144